

高齢期移行医療費助成制度のご案内

高齢期移行医療費助成制度について

新温泉町に住所を有し、健康保険に加入している65歳から69歳までの方が、医療機関等を受診した際の医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。(所得要件があります。)

助成内容

区分	要件	負担割合	負担上限額／月	
			外来	入院
区分Ⅰ	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がないこと(本人は年金収入82万6,500円以下、かつ所得がない方)	2割	8,000円	15,000円
区分Ⅱ	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が82万6,500円以下、かつ要介護2以上の方		12,000円	35,400円
一般	区分Ⅰ・区分Ⅱ以外の方で <u>次のいずれかに該当する方</u> (1)住民税非課税世帯 (2)同一世帯の65歳以上全員の基礎控除後の総所得金額等※の合計額が210万円以下		28,000円	79,200円

※複数の医療機関等の受診で一部負担金が上記の限度額を超えた場合、申請により助成されます。

助成対象とならないもの

- ・保険診療の対象とならない自費診療、予防接種料、健康診断料、診断書料、入院時の食事代、差額ベッド代、選定療養費等

医療費受給者証の申請に必要なもの

- ・本人の健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- ・印鑑
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・転入された方は、世帯全員の所得課税証明書※が必要となります。

「地方税関係情報の取得に関する同意書」を提出いただくことで、所得課税証明書を省略することが可能です。詳しくはお問い合わせください。

受給者証の有効期間及び更新について

受給者証の有効期間は、認定日又は7月1日から翌年6月30日までの1年間です。

ただし、期間中に70歳に達する方は、70歳に達する日の属する月の月末までとなります。

受給者証の更新は毎年6月に行います。町広報でお知らせします。

※転入された時期によっては、受給者証の更新時にも所得課税証明書の提出が必要になります。詳しくはお問合せください。

こんな時は届出をお願いします

- ・住所、氏名、加入している健康保険が変わったとき。
- ・生活保護を受けるようになったとき、受けなくなったとき。

次のような場合は、申請により助成されます

- ・医師が必要と認めたコルセット等
 - ①医療機関等で全額自己負担
 - ②加入健康保険に請求（詳しくはお勤め先へ）
 - ③町に請求（必要なもの：加入健康保険からの療養費支給決定書）
 - ・県外受診した場合
 - ①受給者証が使えませんが、3割の自己負担となります。
 - ②町に請求することにより、助成が受けられます。
 - ・県外受診で3割の自己負担額が高額療養費に該当する場合
 - ①医療機関等で3割の自己負担となります。
 - ②加入健康保険に高額療養費請求（町の国民健康保険の方は役場へ、社会保険等の方はお勤め先へ）
 - ③町にも医療費請求（必要なもの：加入健康保険からの高額療養費支給決定通知書）
- ※請求（申請）には振込口座の通帳、受給者証、加入する健康保険情報が分かるもの（健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ）、領収書（受診者、保険点数の記載があるもの）が必要です。

【お問い合わせ先】

健康課 国保医療係 （TEL 82-5620 内線 162）